

## ストックホルム条約へのシロキサン類の 提案文書案についての意見募集



欧州化学物質庁 (ECHA) は、ストックホルム条約附属書 B (制限対象物質) に次の 3 種の環状シロキサン類 (D4、D5、D6) を記載するための草案 (附属書 D) を公表し、6 月 15 日から 8 月 10 日の間で意見募集を行いました。

- ・オクタメチルシクロテトラシロキサン (Octamethylcyclotetrasiloxane: D4、CAS 番号 556-67-2)
- ・デカメチルシクロペンタシロキサン (Decamethylcyclopentasiloxane: D5、CAS 番号 541-02-6)
- ・ドデカメチルシクロヘキサシロキサン (Dodecamethylcyclohexasiloxane: D6、CAS 番号 540-97-6)

それぞれの環状シロキサンの用途

- ・D4 中間物 (シリコンポリマーの原料) 及び化粧品原料
- ・D5 中間物 (シリコンポリマーの原料) 及び溶剤並びにシリコンオイル及び化粧品原料
- ・D6 中間物 (シリコンポリマーの原料) 及び医薬部外品添加物 (化粧品保湿剤)

当社では製品分析に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2023 年 6 月 15 日付 欧州化学物質庁 HP

有機分析箇所 織田美里